

東郷町発達障がい早期総合支援連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に基づき、乳幼児期における障がいの早期発見、その後の支援体の在り方及び学齢期における支援など、障がい児等が各ライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が密接な連携体制の構築を図るため、東郷町発達障がい早期総合支援連絡協議会（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次の事項を協議する。

- (1) 発達障がいのある乳幼児の早期発見とその後の一貫した支援に関すること。
- (2) 発達障がいのある者を支援するための関係機関のネットワークの整備に関すること。

(組織及び委員)

第3条 この連絡会議は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、4月1日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、別表に掲げるそれぞれの職を退いた時は、連絡会議の委員としての職を失う。

(報酬)

第4条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、東郷町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年東郷町条例第18号）の例による。

(連絡会議)

第5条 連絡会議に会長を置き、こども未来部こども健康課長をもって充てる。

2 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

- 3 連絡会議は、必要に応じて開催し、会長が招集する。
- 4 会長は、連絡会議の議長となり、議長がこれを主宰する。
- 5 会長は、連絡会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 連絡会議は第2条に規定する所掌事務について必要な調査、検討等を行わせるため部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

(秘密の保持)

第7条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 連絡会議及び部会の庶務は、こども未来部こども健康課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

構成関係機関	職
教育関係	愛知県総合教育センター（相談担当）
	東郷町教育部学校教育課（指導担当）
	東郷町立小学校 特別支援コーディネーター（代表）
	東郷町立小学校 養護教諭（代表）
	東郷町内幼稚園（代表）
福祉関係	愛知県中央児童・障害者相談センター（相談担当）
医療・保健関係	愛知県瀬戸保健所（相談担当）
	学識経験者
行政	東郷町健康福祉部福祉課（障がい福祉相談担当）
	東郷町こども未来部こども保育課（児童福祉相談担当）
	東郷町こども未来部中部保育園（療育担当）
	東郷町こども未来部保育園（代表）
	東郷町こども未来部こども健康課
	東郷町教育部学校教育課（相談担当）
	東郷町こども未来部こども健康課（課長）
事務局	東郷町こども未来部こども健康課